

# 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月28日 11時30分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜沖 久里浜内防波堤灯台から真方位080°1,120m付近 (概位 北緯35°13.4 東経139°43.9)
事故の概要	漁船勝利丸は、航行中、また、ミニポート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勝利丸、4.9トン KN3-13532（漁船登録番号）個人所有 第235-28683号（船舶検査済票の番号） B ミニポート（船名なし）総トン数なし（長さ約3m未満） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、帰航の目的で約8ノットの対地速力で南進中、船首方至近にB船を発見し、機関を停止したものの、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B 船は、操縦者Bが1人で乗船し、救命胴衣を装着し釣りをしながら錨泊中、操縦者Bが、数メートルの距離に迫ったA船に気付き、衝突の危険を感じ、海中に飛び込んだ後、A船に救助された。 船長Aは、本事故時が漁船等の通航帯であり、錨泊船はいないと思い、また、海面に反射した太陽光が操縦室の前面ガラスに反射して前方が見えづかったので、操縦室から顔を出すなどして見張りをすべきであったと本事故後に思った。 操縦者Bは、他船がB船を避けてくれると思っていたものの、他船に存在を示すため大きな旗を揚げ、周囲の見張りをして早めの対応をすべきであったと本事故後に思った。
分析	A 船は、南進中、船長Aが、漁船等の通航帯であり錨泊している船舶はいないと思い、海面に反射した太陽光が操縦室の前面ガラスに反

	<p>射して前方が見えづらい状態で航行を続けたことから、船首方で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、操縦者Bが、他船がB船を避けてくれると思い、釣りをすることに集中し、錨泊を続けたことから、至近に迫ったA船に気付いたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が錨泊中、船長Aが、錨泊している船舶はいないと思い、海面に反射した太陽光が操縦室の前面ガラスに反射して前方が見えづらい状態で航行を続け、また、操縦者Bが、他船がB船を避けてくれると思い、釣りをすることに集中し、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、船首方に他船はいないと思わず、周囲を確認し、常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 太陽光の海面反射で視認が困難な場合、サングラスを着用するなどして適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 操縦者は、錨泊中、他船が自船を避けてくれると思わず、常時、適切な見張りを行い、自船に向かってくる船舶を認めた場合、余裕のある時期に移動するなどの衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>